

平成29年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成29年6月13日（火）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所大会議室

3 出席委員

石川明広委員，江島滋美委員，鬼束信安委員，久保井撰委員，佐藤道恵委員，白石哲委員，平直子委員，渡口鶴委員，野崎彌純委員，橋山吉統委員，花原明博委員，林田スマ委員，向野剛委員（五十音順）

4 事務担当者

花井義治首席家庭裁判所調査官，山本幸一次席家庭裁判所調査官，後藤花絵主任家庭裁判所調査官，入浜広澄少年首席書記官，千住敏彦少年次席書記官，田尻昌史事務局次長，坂口宜隆総務課長

5 テーマ

少年の補導委託について

6 議事概要

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員自己紹介（石川委員，平委員，花原委員，向野委員）

(4) 協議

ア 説明

少年の補導委託について，後藤主任家庭裁判所調査官から説明を行った。

イ 意見交換

（以下，発言者は，◎委員長，○委員，◇事務担当で略記する。）

○ 少年の検挙人員は減ってきている一方で、再非行率は下がっていないので、これをどうやって下げるかが課題となっている。県警では、最初の検挙又は補導のとき、保護者の協力を得て、元の仲間から遮断するなどして、再非行防止が図られている。また、県内に5か所ある少年サポートセンターでは、サポートセンター職員が少年の保護者の手助けをしながら、立ち直り支援活動を行っている。その活動の一環として、県の青少年育成課では、事業所において就労体験をさせたりしている。

補導委託先の開拓に当たっては、県との情報交換を行うとよいのではないか。

○ 補導委託を行うか行わないかの判断をする際の基準のようなものはあるのか。

○ 少年非行の原因としては、家庭の問題、共感性あるいは心のつながりが足りない、社会的な訓練が不足しているといった様々な要素が考えられるところだが、働く経験や他人と一緒に暮らす体験が必要だと思われる少年については、補導委託を試みたいところである。非行の内容によって、また、非行傾向が進んでいる少年については、補導委託をするまでもなく最終処分の判断を行う場合もある。なお、他害的、暴力的な少年については、補導委託先に預けることは難しいと考えている。

○ 福岡家裁では、身柄付き補導委託先の数が11、在宅補導委託先の数が6ということだが、定員はどれくらいなのか。また、いつも満杯という状態なのか。

◇ 通常、委託先1か所につき、二、三人である。委託したい時に、その委託先が空いていないことはある。全ての委託先が満杯というわけではないが、少年と委託先とのマッチングの問題もあり、

単純に、空いていなかったから別の委託先に預けるといふわけにはいかない。

- 補導委託のうち、どのくらいが身柄付き補導委託なのか。
- ◇ 概ね4割程度が身柄付きではないかと思うが、年によって異なり、平成29年度は、もう少し身柄付きの割合が高くなりそうである。
- 現在の補導委託先は、どのような経緯で委託先になったのか。また、委託先募集の広報活動としてはどのようなことをしているのか。
- ◇ かなり前から委託先として登録しているところが多い。主に、調停委員や裁判所職員、あるいは少年友の会等のボランティア団体からの紹介で委託先となってもらっている。最近では、少年の付添人弁護士が就労支援事業者機構に関係していて、同機構から、保護観察に関与している協力雇用主を紹介してもらい、補導委託先になってもらった例もある。
- ◎ 補導委託制度に関する裁判所のパンフレットには委託先を求めている旨の記載もあるところだが、先ほどの説明にあったとおり、裁判所職員やボランティア団体等からの紹介によって委託先を確保しているのが実情である。
- どのようなところにそのパンフレットを配布しているのか。
- ◇ 一般来庁者用に備え置いているものではない。問い合わせに応じて配布したり、委託先候補に持参したりしている。
- 委託先の開拓に当たっては、県との連携を行ったり、保護観察の協力雇用主を活用させてもらったり、各種業界団体との連携、インターネットの活用も考えられるのではないか。
- 福岡家裁の委託先は福岡県内だけでなく、近隣県にもあるのか。

あるとして、それは例外的な扱いなのか、それともオール九州のネットワークのようなものがあるのか。

◇ 例えば、福岡家裁が熊本家裁の補導委託先を共同利用の形で利用することがある。逆に、福岡家裁の補導委託先を他の家裁が共同利用することもある。ただ、遠方の委託先は、実際に利用する可能性が乏しいという側面もある。

○ 補導受託者になるには、かなりの覚悟が求められるのではないかと感じた。また、補導委託がどういう制度なのか一般に理解されていないと思われる。どういう制度なのか知られていないので、発信をし続けないと補導受託者になりたいと手を挙げる人はなかなか出てこないだろう。補導委託は、どのような人が担うことができるのか、実際にこのような形でやっているという発信をすべきである。そうすれば、例えば、何か役に立ちたいと考える団塊世代がグループになって立ち上がるといったことも考えられる。

パンフレットの別冊として、福岡版、九州版という形で実際の委託先での物語を発信するなどすれば、九州内のネットワークが広がるのではないか。

○ 補導委託に携わるボランティアの方にはよほどの覚悟が求められるし、委託先は大きなリスクを背負いこむことになる。こういった仕事に携わろうという動きは、社会にゆとりがないとなかなか出てこないだろうという印象である。

自分が長く関与したNPOでは、ボランティアの確保が難しく、今年解散することになった。無償のボランティアをどう集めるか、大変難しい問題である。様々な意見を取り入れながら、補導受託者としてのやりがいや喜びを広く知ってもらうための工夫をしていくべきである。パンフレットだけではなかなか広がらないので

はないか。

補導委託を有償とするのは難しいだろうが、何らか「やってよかった」と思えるような仕掛けも必要ではないか。

- ◎ 補導受託者に対しては、食事などの日常的な費用に関する実費補償的な支給しかできず、心から少年の立ち直りを支援したいという方に頼らざるを得ないのが実情である。
- 少年の付添人として補導委託に関わった経験がある。二十数年前から受託者の顔ぶれはあまり変わらないという印象である。補導委託先の確保は、従前から難しい課題である。協力雇用主の中には、少年の立ち直りに熱心で、寮付きで仕事を与えてくれる方もいるが、仕事だけでなく生活面までしっかり指導してほしいとなると、それは難しい。このような雇用主だと、補導委託先としてはどうか、ということになってしまう。生活の立て直しに重きを置くと補導委託先はなかなか広がらないのではないか。無償で24時間目配りをするのは難しいと思われるので、もう少し要件を緩めれば、受入れ先が増える可能性があるのではないか。

自身の経験では、短期で少年を福祉施設等に受け入れてもらい、少年が障害を持つ方や高齢者と関わる中で、人間関係を学んだ上で審判に臨むことができた事例が複数あった。今後もしこういった受入れ先の活用ができればと考えている。

- これまで補導委託制度のことをあまり知らなかった。少年の保護、更生に向けた裁判所の広報の現状を教えてほしい。
- ◇ 多様な分野の補導委託先を確保したいと考えているが、補導受託者になっていただくには、それなりの覚悟と熱意が求められることもあり、広く募集することは難しい面もあるので、先ほど申し上げたとおり、弁護士、調停委員、裁判所職員、少年友の会等

を通じて委託先を開拓しているのが現状である。

- ◎ 補導委託先として考えられる業種，職種に関する御意見をいただきたい。
- 人付き合いが苦手な少年等の受入れ先として，I T 関連産業が考えられるのではないか。
- 在宅の補導委託先として，実際，社会福祉の場面で障害のある方も働いている喫茶店，洋菓子店等があるのではないか。短期であれば，受入れについて理解が得られる事業所もあると思う。まずは補導委託という制度を知ってもらうことが大切である。なお，障害者福祉における職親（しょくおや）の制度も参考になるのではないか。
- ◎ いただいた御意見をふまえ，補導委託先の開拓，充実に努めていきたい。

(5) 報告

坂口総務課長から，前回委員会（テーマ：家庭裁判所における広報活動）後の取組みについて報告を行った。

(6) 次回テーマ

福岡家庭裁判所における家事調停の現状と課題について（仮題）

(7) 次回期日

平成29年12月13日（水）午後1時30分